

介護報酬の算定構造

介護予防サービス

 : 令和6年6月改定箇所

I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防訪問入浴介護費
- 2 介護予防訪問看護費
- 3 介護予防訪問リハビリテーション費
- 4 介護予防居宅療養管理指導費
- 5 介護予防通所リハビリテーション費
- 6 介護予防短期入所生活介護費
- 7 介護予防短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費
- ニ（削除）
- ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費
- 8 介護予防特定施設入居者生活介護費
- 9 介護予防福祉用具貸与費

II 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防訪問入浴介護費

基本部分	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務経統計面未策定減算	注 介護職員2人が行った場合	注 全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域介護予防訪問入浴介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 介護予防訪問入浴介護費 (1回につき 856単位)	-1/100	-1/100	×95/100	×90/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ 初回加算 (1月につき +200単位)								
ハ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき +3単位)							
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき +4単位)							
ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +44単位)							
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +36単位)							
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき +12単位)							
ホ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×100/1000)		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計					
	(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×94/1000)							
	(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×79/1000)							
	(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +所定単位×63/1000)							
	(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1) (1月につき +所定単位×89/1000)							
	(二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2) (1月につき +所定単位×84/1000)							
	(三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3) (1月につき +所定単位×83/1000)							
	(四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4) (1月につき +所定単位×78/1000)							
	(五)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5) (1月につき +所定単位×73/1000)							
	(六)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6) (1月につき +所定単位×67/1000)							
	(七)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7) (1月につき +所定単位×65/1000)							
	(八)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8) (1月につき +所定単位×68/1000)							
	(九)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9) (1月につき +所定単位×59/1000)							
	(十)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10) (1月につき +所定単位×54/1000)							
	(十一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11) (1月につき +所定単位×52/1000)							
	(十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12) (1月につき +所定単位×48/1000)							
	(十三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13) (1月につき +所定単位×44/1000)							
	(十四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14) (1月につき +所定単位×33/1000)							

※ 「特別地域介護予防訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 業務経統計面未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

※ 「介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)」については、令和7年3月31日まで算定可能。

【脚注】

1. 単位数算定記号の説明

+〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位
 -〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位
 ×〇〇/100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100
 +〇〇/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×〇〇/100
 -〇〇/100 ⇒ 所定単位数 - 所定単位数×〇〇/100

2 介護予防訪問看護費

[illegible]

3 介護予防訪問リハビリテーション費

[illegible]

4 介護予防居宅療養管理指導費

[illegible]

※ 前(2)～(三)について、がん検診の意義、中心肺動脈疾患患者及び心不全や呼吸不全や脳卒中注射剤を使用する患者については、適切なかつ月8回算定できる。

基本部分			注	注	注	注	注	注	注			
			高齢者虐待防止措置事業加算減算	虐待相談対応事業加算減算	利用者の数が利用定員を超える場合	医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	生活行為向上リハビリテーション実施加算	若年性認知症利用者受入加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行った場合（重症を満たさない場合）	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防通所リハビリテーションを行った場合（重症を満たさない場合）	
イ 介護予防通所リハビリテーション費（1月につき）	病院又は診療所の場合	要支援1	(2,268単位)	=1/100	=1/100	×70/100	×70/100	+5/100	利用開始日の属する月から6月以内 1月につき +562単位	1月につき +240単位	-376単位	-120単位
		要支援2	(4,228単位)								-752単位	-240単位
	介護老人保健施設の場合	要支援1	(2,268単位)								-376単位	-120単位
		要支援2	(4,228単位)								-752単位	-240単位
	介護医療院の場合	要支援1	(2,268単位)								-376単位	-120単位
		要支援2	(4,228単位)								-752単位	-240単位
ロ 通院時共同指導加算 (1回につき 600単位)												
ハ 栄養アセスメント加算 (1月につき 50単位を加算)												
ニ 栄養改善加算 (1月につき 200単位を加算)												
ホ ロ腔・栄養スクリーニング加算	(1) ロ腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) (1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))											
	(2) ロ腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) (1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))											
ヘ ロ腔機能向上加算	(1) ロ腔機能向上加算(Ⅰ) (1月につき 150単位を加算)											
	(2) ロ腔機能向上加算(Ⅱ) (1月につき 160単位を加算)											
ト 一体的サービス提供加算 (1月につき 480単位を加算)												
チ 科学的介護推進体制加算 (1月につき 40単位を加算)												
リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	要支援1 (1月につき 86単位を加算)										
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	要支援1 (1月につき 176単位を加算)										
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	要支援1 (1月につき 72単位を加算)										
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅳ)	要支援1 (1月につき 144単位を加算)										
ヌ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	要支援1 (1月につき 46単位を加算)										
	(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	要支援1 (1月につき 86単位を加算)										
	(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	要支援1 (1月につき 176単位を加算)										
	(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	要支援1 (1月につき 72単位を加算)										
	(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	要支援1 (1月につき 144単位を加算)										
	(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅵ)	要支援1 (1月につき 24単位を加算)										
	(7) 介護職員等処遇改善加算(Ⅶ)	要支援1 (1月につき 46単位を加算)										
	(8) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)	要支援1 (1月につき 86単位を加算)										
	(9) 介護職員等処遇改善加算(Ⅸ)	要支援1 (1月につき 176単位を加算)										
	(10) 介護職員等処遇改善加算(Ⅹ)	要支援1 (1月につき 72単位を加算)										
	(11) 介護職員等処遇改善加算(Ⅺ)	要支援1 (1月につき 144単位を加算)										
	(12) 介護職員等処遇改善加算(Ⅻ)	要支援1 (1月につき 24単位を加算)										
	(13) 介護職員等処遇改善加算(Ⅼ)	要支援1 (1月につき 46単位を加算)										
	(14) 介護職員等処遇改善加算(Ⅽ)	要支援1 (1月につき 86単位を加算)										
	(15) 介護職員等処遇改善加算(Ⅾ)	要支援1 (1月につき 176単位を加算)										
	(16) 介護職員等処遇改善加算(Ⅿ)	要支援1 (1月につき 72単位を加算)										
	(17) 介護職員等処遇改善加算(ⅰ)	要支援1 (1月につき 144単位を加算)										
	(18) 介護職員等処遇改善加算(ⅱ)	要支援1 (1月につき 24単位を加算)										
	(19) 介護職員等処遇改善加算(ⅲ)	要支援1 (1月につき 46単位を加算)										
	(20) 介護職員等処遇改善加算(ⅳ)	要支援1 (1月につき 86単位を加算)										
注 所定単位は、イからリまでに算定した単位数の合計												
：「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目												
※ 業務概統計計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。												
※ 介護職員等処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで算定可能。												

6 介護予防短期入所生活介護費

基本部分				注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
				連続31日以上の介護予防短期入所生活介護を行った場合	夜間を行う職員の数及び介護職員の高齢化率を定めた場合	利用者の数及び介護職員の高齢化率を定めた場合	介護・看護職員の員数が標準に達しない場合	実働のユニットリーダー・ユニット毎に配置しているユニットケアにおける体制の確保等がある場合	身体拘束防止措置の実施計画	高齢者虐待防止措置の実施計画	業務継続計画策定減算	業務継続計画策定減算	介護予防短期入所生活介護を行う場合	生活施設職員配置等加算	生活施設職員配置等加算	生活施設内上乗増加分(Ⅰ)	生活施設内上乗増加分(Ⅱ)	機能訓練体制加算	個別機能訓練加算	認知症行動・心療症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対し支援を行う場合		
イ 介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型介護予防短期入所生活介護	(一) 単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) 「夜間型加算」	要支援1 (479 単位)	442単位	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	—1/100	—1/100	—1/100	指定短期入所事業所が行う場合 ×92/100	1日につき +13単位	1月につき +100単位 (30日を超えて実施する場合は、1月につき+100単位)	1月につき +200単位 を超えた場合、個別機能訓練加算を算入している場合は、1月につき+100単位	1日につき +12単位	1日につき +56単位	1日につき +200単位 (7日間を限る)	1日につき +120単位	片道につき +184単位				
		(二) 単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) 「多床型」	要支援2 (596 単位)	548単位																				
	(2) 併設型介護予防短期入所生活介護	(一) 併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) 「夜間型加算」	要支援1 (451 単位)	442単位																				
		(二) 併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) 「多床型」	要支援2 (561 単位)	548単位																				
ロ ユニット型介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護	(一) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費 「ユニット型加算」	要支援1 (561 単位)	503単位	×97/100																			
		(二) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護	要支援2 (681 単位)	623単位																				
	(2) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護	(一) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費 「ユニット型加算」	要支援1 (529 単位)	503単位																				
		(二) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費 「ユニット型加算の多床型」	要支援2 (681 単位)	623単位																				

ハ 口腔機能強化加算
(1日につき +50単位(1月に1回を限度))

ニ 療養費加算
(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))

ホ 認知症専門ケア加算
(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)
(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)
(1日につき 3単位を加算)
(1日につき 4単位を加算)

ヘ 生産性向上推進体制加算
(1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ)
(2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)
(1月につき 100単位を加算)
(1月につき 10単位を加算)

ト サービス提供体制強化加算
(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)
(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)
(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)
(1日につき 22単位を加算)
(1日につき 18単位を加算)
(1日につき 6単位を加算)

サービス提供体制強化加算	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 22単位を加算)
		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 18単位を加算)
		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)
		(4) サービス提供体制強化加算(Ⅳ)	(1日につき 22単位を加算)
		(5) サービス提供体制強化加算(Ⅴ)	(1日につき 18単位を加算)
		(6) サービス提供体制強化加算(Ⅵ)	(1日につき 6単位を加算)
		(7) サービス提供体制強化加算(Ⅶ)	(1日につき 22単位を加算)
		(8) サービス提供体制強化加算(Ⅷ)	(1日につき 18単位を加算)
		(9) サービス提供体制強化加算(Ⅸ)	(1日につき 6単位を加算)
		(10) サービス提供体制強化加算(Ⅹ)	(1日につき 22単位を加算)
		(11) サービス提供体制強化加算(Ⅺ)	(1日につき 18単位を加算)
		(12) サービス提供体制強化加算(Ⅻ)	(1日につき 6単位を加算)
		(13) サービス提供体制強化加算(Ⅼ)	(1日につき 22単位を加算)
		(14) サービス提供体制強化加算(Ⅽ)	(1日につき 18単位を加算)
		(15) サービス提供体制強化加算(Ⅾ)	(1日につき 6単位を加算)
		(16) サービス提供体制強化加算(Ⅿ)	(1日につき 22単位を加算)
		(17) サービス提供体制強化加算(ⅰ)	(1日につき 18単位を加算)
		(18) サービス提供体制強化加算(ⅱ)	(1日につき 6単位を加算)
		(19) サービス提供体制強化加算(ⅲ)	(1日につき 22単位を加算)
		(20) サービス提供体制強化加算(ⅳ)	(1日につき 18単位を加算)
		(21) サービス提供体制強化加算(ⅴ)	(1日につき 6単位を加算)
		(22) サービス提供体制強化加算(ⅵ)	(1日につき 22単位を加算)
		(23) サービス提供体制強化加算(ⅶ)	(1日につき 18単位を加算)
		(24) サービス提供体制強化加算(ⅷ)	(1日につき 6単位を加算)

※ 身体拘束防止実施計画策定減算については令和7年4月1日から適用
※ 業務継続計画策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの期間適用しない。
※ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)については、令和7年2月21日まで適用可能。

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

※ 身体同床発生未実施減算については令和7年4月1日から適用する。

※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。

※ 令和7年度品価変動増加率(V)については、令和7年3月31日まで算定可能。

[illegible]

ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注	注	注	注	注	注	注	注	注											
				利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	身体拘束廃止未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	廊下幅が設備基準を満たさない場合	食堂を有しない場合	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合										
(1) 診療所介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) 看護<6:1>介護<6:1>	a 診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要支援1 (530 単位) 要支援2 (666 単位)	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100		診療所設備基準減算 1日につき -60単位	1日につき -25単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位										
		b 診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)<療養機能強化型A><従来型個室>	要支援1 (559 単位) 要支援2 (693 単位)																				
		c 診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅲ)<療養機能強化型B><従来型個室>	要支援1 (549 単位) 要支援2 (684 単位)																				
		d 診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅳ)<多床室>	要支援1 (589 単位) 要支援2 (747 単位)																				
		e 診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅴ)<療養機能強化型A><多床室>	要支援1 (623 単位) 要支援2 (780 単位)																				
		f 診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅵ)<療養機能強化型B><多床室>	要支援1 (612 単位) 要支援2 (769 単位)																				
	(二) 診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) 看護・介護<3:1>	a 診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要支援1 (471 単位) 要支援2 (588 単位)																				
		b 診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)<多床室>	要支援1 (537 単位) 要支援2 (678 単位)																				
	(2) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)<ユニット型個室>	要支援1 (616 単位) 要支援2 (775 単位)											×97/100									
		(二) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)<療養機能強化型A><ユニット型個室>	要支援1 (643 単位) 要支援2 (804 単位)																				
(三) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)<療養機能強化型B><ユニット型個室>		要支援1 (634 単位) 要支援2 (793 単位)																					
(四) 経過的ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)<ユニット型個室の多床室>		要支援1 (616 単位) 要支援2 (775 単位)																					
(五) 経過的ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)<療養機能強化型A><ユニット型個室の多床室>		要支援1 (643 単位) 要支援2 (804 単位)																					
(六) 経過的ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)<療養機能強化型B><ユニット型個室の多床室>		要支援1 (634 単位) 要支援2 (793 単位)																					

(3) 口腔連携強化加算 (1回につき +50単位(1月に1回を限度))

(4) 療養食加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))

(5) 認知症専門ケア加算
(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)
(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)

(6) 特定診療費

(7) 生産性向上推進体制加算
(一) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算)
(二) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)

(8) サービス提供体制強化加算
(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)
(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算)
(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)

(9) 介護職員等処遇改善加算
(一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×51/1000)
(二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×47/1000)
(三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×36/1000)
(四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +所定単位×29/1000)
(五) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +所定単位×46/1000)
(六) 介護職員等処遇改善加算(Ⅵ) (1月につき +所定単位×44/1000)
(七) 介護職員等処遇改善加算(Ⅶ) (1月につき +所定単位×42/1000)
(八) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき +所定単位×40/1000)
(九) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき +所定単位×39/1000)
(十) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき +所定単位×35/1000)
(十一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき +所定単位×35/1000)
(十二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき +所定単位×31/1000)
(十三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき +所定単位×31/1000)
(十四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき +所定単位×30/1000)
(十五) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき +所定単位×24/1000)
(十六) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき +所定単位×26/1000)
(十七) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき +所定単位×20/1000)
(十八) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき +所定単位×15/1000)

※ 所定単位は、(1)から(8)までにより算定した単位数の合計

：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 身体拘束廃止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。

※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用

※ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）については、令和7年3月31日まで算定可能。

※ 夜間勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務率等補加減算を適用しない。
※ (3)及び(6)を適用する場合には、(※2)を適用しない。
※ 身体障害者手当減算については令和7年4月1日から適用する。
※ 業務時間外災害加算減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの期間適用しない。
※ 特別給付金加算減算(V5)については、令和7年3月31日まで適用する。

8 介護予防特定施設入居者生活介護費

基本部分		道	道	道	道	道	道	道	道	道	道	道	道	道	道	道	道
		看護・介護職員 の員数の確保に 関係しない場合	身体拘束禁止 等 実施減算	高齢者虐待防止 等 措置の実施減算	業務継続計画等 策定減算	生活習慣向上 支援加算(1)	生活習慣向上 支援加算(2)	認知症対応型 加算(1)	認知症対応型 加算(2)	認知症対応型 加算(3)	認知症対応型 加算(4)	認知症対応型 加算(5)	認知症対応型 加算(6)	認知症対応型 加算(7)	認知症対応型 加算(8)	認知症対応型 加算(9)	認知症対応型 加算(10)
イ 介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	第1費1 (183 単位) 第2費2 (313 単位)	×70/100	−10/100			1月につき +100単位 (3月11日を基準 算)	1月につき +700単位 ※ただし、個別 活動時間等が算定 されている場合は、 算定しても増減 はない。1月につき +100単位	1日につき +12単位	1月につき +20単位	1日につき +120単位					1日につき +20単位 (6月に1回を 基準)	1月につき +40単位	
ロ 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき 57単位)		×70/100	−1/100	−1/100	−3/100												
ハ 道県特例増徴加算 イを算定する場合のみ算定 (250単位)																	
ニ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(1) (1日につき 3単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(2) (1日につき 3単位を加算)																
ホ 高齢者施設等感染対策向上加算	(1)高齢者施設等感染対策向上加算(1) (1月につき 10単位を加算) (2)高齢者施設等感染対策向上加算(2) (1月につき 10単位を加算)																
ヘ 新築施設等感染対策費	(1月1回、連続する5回を限度として 240単位を算定)																
ト 生産性向上推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 生産性向上推進体制加算(1) (1月につき 100単位を加算) (2) 生産性向上推進体制加算(2) (1月につき 10単位を加算)																
チ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(1) (1日につき 22単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(2) (1日につき 10単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(3) (1日につき 6単位を加算)																

施設・事業者の
体制を充実確保
している場合、以
下の場合
 1日につき
+100単位

認知症専門ケア
加算(1)と加算(2)
を併用している
場合
 1日につき
+40単位

認知症専門ケア
加算(1)と加算(2)
を併用している
場合
 1日につき
+40単位

認知症専門ケア
加算(1)と加算(2)
を併用している
場合
 1日につき
+40単位

認知症専門ケア
加算(1)と加算(2)
を併用している
場合
 1日につき
+40単位

認知症専門ケア
加算(1)と加算(2)
を併用している
場合
 1日につき
+40単位

認知症専門ケア
加算(1)と加算(2)
を併用している
場合
 1日につき
+40単位

認知症専門ケア
加算(1)と加算(2)
を併用している
場合
 1日につき
+40単位

認知症専門ケア
加算(1)と加算(2)
を併用している
場合
 1日につき
+40単位

認知症専門ケア
加算(1)と加算(2)
を併用している
場合
 1日につき
+40単位

認知症専門ケア
加算(1)と加算(2)
を併用している
場合
 1日につき
+40単位

認知症専門ケア
加算(1)と加算(2)
を併用している
場合
 1日につき
+40単位

認知症専門ケア
加算(1)と加算(2)
を併用している
場合
 1日につき
+40単位

認知症専門ケア
加算(1)と加算(2)
を併用している
場合
 1日につき
+40単位

認知症専門ケア
加算(1)と加算(2)
を併用している
場合
 1日につき
+40単位

認知症専門ケア
加算(1)と加算(2)
を併用している
場合
 1日につき
+40単位

認知症専門ケア
加算(1)と加算(2)
を併用している
場合
 1日につき
+40単位

認知症専門ケア
加算(1)と加算(2)
を併用している
場合
 1日につき
+40単位

認知症専門ケア
加算(1)と加算(2)
を併用している
場合
 1日につき
+40単位

認知症専門ケア
加算(1)と加算(2)
を併用している
場合
 1日につき
+40単位

認知症専門ケア
加算(1)と加算(2)
を併用している
場合
 1日につき
+40単位

認知症専門ケア
加算(1)と加算(2)
を併用している
場合
 1日につき
+40単位

認知症専門ケア
加算(1)と加算(2)
を併用している
場合
 1日につき
+40単位

認知症専門ケア
加算(1)と加算(2)
を併用している
場合
 1日につき
+40単位

認知症専門ケア
加算(1)と加算(2)
を併用している
場合
 1日につき
+40単位

認知症専門ケア
加算(1)と加算(2)
を併用している
場合
 1日につき
+40単位

認知症専門ケア
加算(1)と加算(2)
を併用している
場合
 1日につき
+40単位

認知症専門ケア
加算(1)と加算(2)
を併用している
場合
 1日につき
+40単位

認知症専門ケア
加算(1)と加算(2)
を併用している
場合
 1日につき
+40単位

認知症専門ケア
加算(1)と加算(2)
を併用している
場合
 1日につき
+40単位

認知症専門ケア
加算(1)と加算(2)
を併用している
場合
 1日につき
+40単位

認知症専門ケア
加算(1)と加算(2)
を併用している
場合
 1日につき
+40単位

認知症専門ケア
加算(1)と加算(2)
を併用している
場合
 1日につき
+40単位

認知症専門ケア
加算(1)と加算(2)
を併用している
場合
 1日につき
+40単位

認知症専門ケア
加算(1)と加算(2)
を併用している

[illegible]

- ※ 原価額 要支援1 5,032単位
要支援2 10,531単位
- ※ 身体拘束廃止未実施減算については、口を算定する場合は、令和7年4月1日から適用する。
- ※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及び被災延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの期間適用しない。
- ※ 令和7年度計画未策定減算(V)については、令和7年3月31日まで適用期間。

9 介護予防福祉用具貸与費

[illegible]

□：「特別地域介護予防福祉用具貸与加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」及び「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」は、文部科学省管理の対象外となる算定項目

- ※ 要文書1とは要文書2の者については、重い、重い付属品、特務税台、特務税台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知器、移動用リフト、自動歩行装置等を算定しない。(ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く)。

Ⅱ 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

基本部分		注 高齢者虐待防止措置 未実施減算	注 業務継続計画未策定 減算	注 特別地域介護予防 支援加算	注 中山間地域等におけ る小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住 する者へのサービス提 供加算
イ 介護予防支援費 (1月につき)	(1)介護予防支援費(Ⅰ) (地域包括支援センターが行う場合) (442単位)	-1/100	-1/100			
	(2)介護予防支援費(Ⅱ) (指定居宅介護支援事業者が行う場合) (472単位)					
ロ 初回加算 (1月につき +300単位)				+15/100	+10/100	+5/100
ハ 委託連携加算 (イ(1)を算定する場合のみ算定) (+300単位)						

※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。